

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当特例給付支払差止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和4年1月26日付けの児童手当・特例給付支払差止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、児童手当特例給付支払差止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人はおおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

令和3年10月14日の妻の家出、本件各児童の連れ去り後、「児童手当・特例給付 支払差止通知書」に関する処分を受けた。

その理由は「児童と別居したため」としている。

しかしながら、本件処分は、妻の児童手当取得を目的とした不当な申出と思われる。現在、妻とは離婚を前提として係争中であるが婚姻関係は継続している。また、妻から請求人に対し、東京家庭裁判所を通じて婚姻費用（生活費）の請求を受けている。

本件処分により、請求人は本件各児童の監護申立書の提出を求められているが、妻が本件各児童の居所を明らかにしていないことから、回答が不能の状況である。

現在は、妻とは離婚に加えて本件各児童の監護について係争中であり、当処分を認めることは請求人の感情的に許せないものである。また、請求人の昨年度の年収は児童手当の特例給付の上限額を超えており、本来支払われるべきでない児童手当が、妻に全額支払われること

になる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 2 月 1 5 日	諮問
令和 6 年 1 月 1 9 日	審議（第85回第2部会）
令和 6 年 2 月 1 5 日	審議（第86回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。
- (2) 法5条1項によれば、児童手当法施行令で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定されている。ただし、法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者で法5条1項の規定（前年の所得が一定の額以上である場合）により児童手当が支給されない者に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の特例給付を行う旨を規定している。
- (3) 法26条3項によれば、児童手当の受給者は、児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）で定める事項を届け出、かつ法施行規則で定める書類を提出しなければならないとされている。
- (4) 法施行規則6条2項によれば、児童手当の受給者は、支給要件の児童のうちに住所を変更した児童があるときは、14日以内に、法施行規則様式第8号による届書を市町村長に届け出なければならないとされている。
- (5) 法施行規則7条1項によれば、児童手当の受給者は、手当の支給を

受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、法施行規則様式第10号による届書を市町村長に提出しなければならないとされている。

- (6) 法11条によれば、児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、法26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる」とされている。

なお、法附則2条3項によれば、法11条及び26条3項の各規定は、特例給付に準用されており、また、法施行規則6条2項及び7条1項の各規定は、同規則15条により特例給付に準用されている。

2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

- (1) 処分庁は、妻からの本件各児童の転居の申出に基づいて、請求人の住民基本台帳の情報により、請求人世帯については、妻及び本件各児童が転居し、令和3年10月14日に請求人の単独世帯となったことを確認した。
- (2) しかし、法附則2条3項において準用する法26条3項により、特例給付の支給を受けている者は、法施行規則で定める事項を届け出、かつ、法施行規則で定める書類を提出しなければならないとされるところ(1・(3))、本件各児童が転居し、既に請求人と別居してから2か月以上も経過しているにもかかわらず、本件処分時において、請求人から同項に定める本件各児童の住所の変更や特例給付の支給を受けるべき事由が消滅した旨の届出はされていない。そして、別に別居監護をしている旨の申立てもなく、その他処分庁において請求人が届出をしていないことについて、正当な理由があると認めるに足りる状況があったという事情も認められない。

そうすると、請求人については、正当な理由がなく、法に定める届出をしていないといわざるを得ない状態であったことからすれば、処分庁が法附則2条3項において準用する法11条の規定に基づき、請求人の本件各児童に係る特例給付の支払を差し止めたことについて、権限の行使に逸脱又は濫用があるとはいえず、違法又は不当であるということとはできない。

3 請求人の主張は、要するに、本件各児童の監護については回答不能であるから、本件処分は、違法、不当であるというものである。

しかし、本件処分は、請求人が本件各児童を監護していることを確認できないためなされたものであり、法附則2条3項の規定において準

用する法 11 条の規定に則って、適法かつ妥当になされたものと認めることができるため、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来